

流山ぐりーんバス運賃改定（案）に係るパブリックコメント

1. 目的

流山ぐりーんバス運賃改定（案）について、市民の皆様の御意見を募集するものです。

2. 運賃改定の背景

流山ぐりーんバスは、本市が事業主体となり、バス事業者が国の認可を得て平成17年から運行しているコミュニティバスであり、今日に至るまで市民生活の足として広く利用されている公共交通です。

しかし、流山ぐりーんバスをはじめとする市内公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化に加えコロナ禍以降は外出自粛や在宅勤務など新しい生活様式の定着により利用者数が減少に転じるなど、非常に厳しい状況にあります。

一方、流山ぐりーんバスは、平成17年の運行開始以降、消費税改定によるものを除き、約17年間運賃を変更することなく運行を継続してきました。

しかし、流山ぐりーんバスの運行経費は、平成17年度から令和5年度までに約45%増加しており、今後も人件費や燃料費の高騰が見込まれていることから、運行継続には安定した収入の確保が必要です。

また、流山ぐりーんバスへの税金投入率は、24%であった平成20年度を境に年々上昇し、令和4年度は44%まで悪化、一部ルートでは半分以上を税金で補っていることから、運行を継続することは困難な状況にあります。

そこで、流山ぐりーんバスの収支改善を図るとともに、運賃水準の見直しにより市内公共交通を持続可能なものにするため、流山ぐりーんバスの運賃を改定するものです。

3. 流山ぐりーんバス運賃改定の内容

- (1) 初乗り運賃（大人現金）を20円値上げし、180円とします。
- (2) 全ルートで「対距離区間制運賃」を導入し、区間距離3.0キロメートル以上は、500メートル毎に運賃が20円上昇します（循環路線では、短い経路の運賃を採用）。
- (3) 障害者及び妊婦の方の運賃は、「対距離区間制運賃」の半額とします。

具体的な改定内容については、別紙「流山ぐりーんバス運賃改定(案)」をご覧ください。

4. 流山ぐりーんバス運賃改定の考え方

- (1) 市内を運行する民間路線バスの初乗り運賃を参考に、流山ぐりーんバスの初乗り運賃（大人現金）を180円とします。

今後も、民間路線バスの運賃改定に合わせて、流山ぐりーんバスの運賃の段階的な値上げを検討しています。

また、運賃改定により運賃収入及び収支率の増加が見込まれることを基本とし、利用者数の減少を極力抑えられる効果的な運賃設定としています。

- (2) これまでの「均一制運賃」（松ヶ丘・野々下ルートを除く）から、民間路線バスを参考に「対距離区間制運賃」に変更します。

年々増大する運行経費に対応するため、運賃収入を増加させ収支の安定化を図ります。

- (3) 障害者及び妊婦の方の運賃は、大人現金80円、小人現金40円としていましたが、民間路線バスの割引制度を参考に、「対距離区間制運賃」の半額とします。

5. 意見を募る対象者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見募集期間

令和5年6月19日（月）～令和5年7月18日（火）【必着】

7. 公表方法および閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。

また、流山ぐりーんバス車内、まちづくり推進課（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、生涯学習センター、各図書館、障害者福祉センター、地域福祉センター（ケアセンター）、児童発達支援センター、障害者就労支援センターの窓口でも閲覧することができます。

8. ご意見等の提出方法

住所・氏名を明記の上、ファクシミリ、電子メールによる提出、郵送、または持参の方法により、まちづくり推進課交通計画推進室にご提出ください。

いただいたご意見に対する市の考え方は、市のホームページで公表します。

なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

9. 問い合わせおよび提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市 まちづくり推進部 まちづくり推進課 交通計画推進室

TEL：04-7150-6090

FAX：04-7158-9777

E-Mail：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp